

市民農園開設のための準備について

①. 駐車場スペースの確保

< 農園利用方式、特定農地貸付法 共通 >

入園者の路上駐車により、周辺道路の通行に支障を及ぼし、事故やトラブル等の原因になる場合があるため駐車スペースの確保をしてください。

なお、農園内には駐車場を整備することができません。近隣農地以外の雑種地等を活用してください。

駐車場の確保ができない場合は、徒歩での通園を徹底するなど周りの方の迷惑にならないようにしましょう。

②. 農機具の準備

< 農園利用方式による場合 >

基本的には、農園開設者が農機具を所有し、利用者は開設者の農機具を使用することが一般的です。

< 特定農地貸付法による場合 >

基本的には、農園利用者各自で用意するものですが、開設者が貸し出しても問題ありません。

③. 施設等の整備

< 農園利用方式、特定農地貸付法 共通 >

農園内に農機具収納施設・休憩施設・トイレなどの設置はできません。

④. 水の確保

< 農園利用方式、特定農地貸付法 共通 >

水やり用等の水の確保について、開設者が準備するのか、利用者で準備してもらうのかあらかじめ決めておきましょう。

